

〔商品説明書〕

積立式定期預金

(2013年1月4日現在)

商品名（愛称）	積立式定期預金（チャレンジ）
販売対象	● 個人限定
契約期間等	<p>①普通型</p> <p>● 満期日の指定は行なわない。エンドレス預入</p> <p>②満期日指定型</p> <p><契約期間></p> <p>● 初回預入日から指定満期日までの期間をいい、預入期間と据置期間に分けられる。</p> <p><預入期間></p> <p>● 初回預入日から指定満期日の1か月前の応当日までの期間とする。なお、その月に応当日がない場合は、その月の末日をもって応当日とする。</p> <p><据置期間></p> <p>● 預入期間最終日の翌日から指定満期日までの1か月とする。</p>
預金の種類、支払い等	<p><エンドレス型></p> <p>①預入金額ごとに、最長預入期限（預入日の3年後の応当日）までの期日指定定期預金として作成します。</p> <p>②この期日指定定期預金は、最長預入期限に元利金を合算して（満期日に口座振替による預入れがある場合は、これを合算して）、前記①と同じ期日指定定期預金に自動継続します。</p> <p>③期日指定定期預金の据置期間（1年）の満了日から最長預入期限までの間の任意の日に、預金残高の全部または一部について満期日を指定することができます。この場合は、この預金は指定した満期日以後に利息とともに支払います。</p> <p>なお、預金の一部について満期日を指定する場合には、預入金額およびその合計額で指定してください。</p> <p><満期日指定型></p> <p>①預入金額ごとに、預入日から指定された満期日までの預入期間に応じて次の預金を作成します。</p> <p>a 預入期間が1年未満の場合 満期日までの自由金利型定期預金(M型)とします。</p> <p>b 預入期間が1年以上3年以下の場合 満期日までの期日指定定期預金とします。</p> <p>c 預入期間が3年超3年3か月未満の場合 預入日の1年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)とし、</p>

	<p>その満期日に元利金の合計額をもって、指定された満期日までの期日指定定期預金に自動的に継続します。</p> <p>d 預入期間が3年3か月以上の場合</p> <p>預入日の3年後の応当日を満期日とする期日指定定期預金とし、その満期日に元利金の合計額をもって、指定された満期日までの残存預入期間に応じて、a、b、c および d の場合に準じて自由金利型定期預金(M型)または期日指定定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても、以後、同様とします。</p> <p>② この預金は通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。</p>
<p>預入、預入方法</p> <p>預入金額</p> <p>預入単位</p>	<p><自由積立型></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 預入期間中、任意の時期に任意の金額を任意の回数だけ積立する。 <p><目標積立型(定額式)></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次のいずれかによる。 <ul style="list-style-type: none"> a 毎月一定額を積立てる。 b 毎月一定額を積立てるほか、特定月に一定額を積立てる。(特定月は年2回まで) ● 1回の預入金は1円以上 ● 1円単位
<p>利息</p> <p>適用金利</p> <p>計算方法</p> <p>適用金利</p> <p>計算方法</p> <p>利払方法</p> <p>課税方法</p>	<p>①預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 預入金額ごとにその預入日(継続した時はその継続日)から満期日の前日までの日数(以下約定日数という)について、預入日(継続した時はその継続日)について、預入日(継続した時はその継続日)現在における次の預入期間に応じた店頭表示利率によって1年複利の方法により計算します。 <ul style="list-style-type: none"> a 1年以上2年未満……………「2年未満」の店頭表示利率 b 2年以上……………「2年以上」の店頭表示利率 ● 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割り計算(1年複利) <p>②預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 預入金額ごとにその約定日数について、預入日における店頭表示利率によって計算します。 ● 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算 ● 満期日以降または一部支払い時に一括支払い ● 20.315%の源泉分離課税(個人の場合) <p>※ 2013年1月1日から2037年12月31日までに受取る利息については、復興特別所得税0.315%が追加課税され、20.315%の税金がかかります。</p>
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ● マル優がご利用できます。
期限前解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ● 別表をご参照ください。

利率情報の入手方法	● 利率は窓口でお問い合わせください。
預金保険制度	● 預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象預金合計で元本1千万円までとその利息が保護されます。 ※ 預金保険制度について、くわしくは「預金保険制度」のパンフレットをご参照ください。
その他参考となる事項	● 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。

当行の指定紛争解決機関[※]：一般社団法人全国銀行協会

〔連絡先〕 全国銀行協会相談室

〔住所〕 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

〔電話番号〕 0570-017109 または 03-5252-3772

(注) 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く）、受付時間：午前9時～午後5時

※ 〈指定紛争解決機関〉

- 指定紛争解決機関（一般社団法人全国銀行協会）は、銀行取引に関するトラブルについて中立・公平な立場で解決のための取組みを行います。
- 一般社団法人全国銀行協会は銀行法および農林中央金庫法上の指定紛争解決機関です。

〈全国銀行協会相談室のご案内〉

- 全国銀行協会相談室は、銀行に関するさまざまなご相談やご照会、銀行に対するご意見・苦情を受け付けるための窓口として、一般社団法人全国銀行協会が運営しています。
- ご相談・ご照会等は無料です。くわしくは、一般社団法人全国銀行協会ホームページをご参照ください。

<http://www.zenginkyo.or.jp/adr/>

別表：期限前解約時の取扱い（積立式定期預金）

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下切捨て）によって計算します。

預入していた期間	期限前解約利率
6か月未満	解約日における普通預金の利率
6か月以上1年未満	2年以上利率×40%
1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%
1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%
2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%
2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下切捨て）によって計算します。

A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満……………預入金額ごとの適用利率×50%